

税

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税は、毎年4月1日現在登録のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕車など)、二輪の小型自動車を所有している人(割賦販売などの場合は使用している人)に対して課税されます。

新規に購入した場合や車両を入れ替えた場合は、随時登録の手続きをしてください。また、廃棄、譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合には、速やかに廃車や名義変更の手続きをしてください。

なお、軽自動車税は、月割課税をしていませので、4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、その年の税金(年税額)を全額納める必

車種	届出・問い合わせ
原動機付自転車	大田原市役所 税務課 TEL (23) 8785 湯津上支所 総合窓口課 TEL (98) 2111 黒羽支所 総合窓口課 TEL (54) 1111
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 TEL 028(645)5161
二輪(125cc超)	関東運輸局 栃木運輸支局 TEL 050(5540)2019

要がありますのでご注意ください。手続きや問い合わせ先は、車種によって上表のとおりです。

問い合わせ B 1階
税務課税制係
TEL (23) 8785

電話加入権を公売します

県税滞納のため差し押さえた電話加入権を公売します。

- **日時** 3月14日(木)午前10時
- **場所** 栃木県庁那須庁舎第1会議室(大田原市中央1-9-9)
- **持参するもの** 現金、印鑑、身分証明書、委任状(代理人の場合)

問い合わせ
大田原県税事務所収税課
TEL (23) 4171



産業

暴力団による不当要求行為などの相談は栃木県暴力追放県民センターへ

暴力団による不当要求行為などで悩んでいる事業所はありませんか? 栃木県暴力追放センターでは、暴力団対策法に基づく「不当要求防止責任者講習」を実施しています。

講習の目的
各事業者から選任された不当要求防止責任者に対し、不当要求への

対応方法の指導、資料・ステッカーの提供を行い、暴力団による不当要求被害を防止する。

届出の方法
事業者は、不当要求防止責任者を選任し、不当要求防止責任者選任届書を公安委員会(事業所を管轄する警察署)に提出してください。

講習の種類
・選任時講習
選任された後、おおむね1年以内に受講

講習の内容
・暴力団の現状と動向
・不当要求行為に対する被害防止対策
・弁護士から見た暴力団対策
・関係機関の講師による講義のほかビデオを活用して講習を行います。

受講料 無料
問い合わせ
栃木会館内公益財団法人
栃木県暴力追放センター
TEL 028(627)2995

須賀川地区農地保有条件の面積の引き下げ

農地法では、農業経営のために必要な農地の保有面積を50アールと定めています。しかし須賀川地区においては、市内の他の地域に比べて耕作面積が少なくことや耕作放棄地が著しく増加していることなどを鑑み、

市農業委員会の2月定例総会において、面積の見直しを決定しました。

実施日
平成25年4月1日から
農地保有条件(須賀川地区のみ)
30アール以上であれば新規農業者として認定

※須賀川以外の地区においては従来通り50アール以上
問い合わせ 西1階
農業委員会農地調整係
TEL (23) 8716

大田原市ホームページ バナー広告募集中

市では、財源の確保および事業者などへの広告掲載の機会提供を目的に、市公式ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

月に約2万5千件(平成23年度実績)のアクセスがある当市ホームページのトップページに、バナー広告を掲載してみませんか?

掲載料
1枠につき月額7000円
申込方法
市ホームページの広告掲載申込書で申し込み

※詳細は情報政策課広報広聴係までお問い合わせください。

問い合わせ A2階
情報政策課広報広聴係
TEL (23) 8700

